

## 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に係る事前同意基準

宮城県建築審査会 昭和63年 3 月 1 5 日

改正 平成15年 5 月 2 3 日

建築基準法（以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請があり、その敷地内に既存不適格建築物を含み、かつ、下記のいずれかに該当する場合は、知事は当該申請を許可し、直近の建築審査会に報告することができる。

### 記

- (1) 増改築で、増改築部分を含んだ建物全体が不適格な日影時間の部分を増加させるものではなく、かつ、当該増築部分だけであれば日影規制に適合するもの。
- (2) 大規模な修繕又は大規模な模様替えで、不適格な日影時間の部分を増加させないもの。